

第7号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び地方法人特別税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。	
3「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「代表者自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者（外国法人にあっては、この法律の施行地にある資産若しくは事業の管理又は経営の責任者及び経理の責任者）が自署し、押印してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印で差し支えありません。
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「前期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。	
8「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。 ※ 平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る「予定申告税額②」については、以下のとおり計算します。 (①×3.8/前事業年度又は前連結事業年度の月数) (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
9「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
10「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みません。
11「円×⑤/12 ⑥」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。	特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に

	<p>(2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 東京都の特別区のみならず事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額</p> <p>(ハ) 東京都の市町村のみならず事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県の均等割額</p>	<p>申告する場合にあつては、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。</p>
12「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」（⑧から⑯までの欄）	<p>(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。</p> <p>(2) ⑧の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) ⑯の欄は、⑧の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。</p>	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人の⑯の欄は、⑨の欄の金額に⑧の欄のかっこ外の金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。</p>
13「所得割額⑱」、「付加価値割額⑲」、「資本割額⑳」、「収入割額㉑」	<p>(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（㉓から㉕まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。</p> <p>※ 平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る「所得割額⑱」、「付加価値割額⑲」、「資本割額⑳」、「収入割額㉑」については、以下のとおり計算します。</p> <p>所得割額 (㉓×7.5/前事業年度の月数)</p> <p>付加価値割額 (㉔×7.5/前事業年度の月数)</p> <p>資本割額 (㉕×7.5/前事業年度の月数)</p> <p>収入割額 (㉖×7.5/前事業年度の月数)</p> <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）であった法人が、この申告の期間の末日において該当しなくなった場合には、⑲又は⑳の各欄には金額を記載せず、㉑の欄の金額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑱の欄に記載します。</p> <p>(3) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
14「前事業年度の地方法人特別税額（㉘）㉙」	<p>(1) 前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細において算出された「納付すべき地方法人特別税額㉘－㉙－㉚ ㉛」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
15「地方法人特別税額㉛」	<p>(1) 「前事業年度の地方法人特別税額㉙」の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。</p> <p>※ 平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、以下のとおり計算します。</p> <p>地方法人特別税額 (㉙×4/前事業年度の月数)</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
16「この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額㉚－㉜ ㉝」	<p>この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
17「前事業年度の事業税額の明細」（㉞から㉟までの欄）	<p>(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。「所得金額 ㉞」の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した「所得割計 ㉞+㉟+㊱ ㊲」の金額を、軽減税率不適用法人は、「軽減税率不適用法人 ㉞」の金額を記載しま</p>	<p>(2) の場合においては、第10号様式を添付してください。</p>

	<p>す。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準によって算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。</p>	
<p>18「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑨」</p>	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と⑨の欄に記載した金額の合計額と同額になります。</p>	